

## 財務課題 1

## 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保	(指標1) <b>モニタリング指標</b> 行政コスト計算書の業務費用(注1)	882億円 5,833億円 (注2)	465億円 1,615億円	163億円 1,141億円	797億円 2,298億円		695億円 2,043億円	
財務的安定性の維持	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 国際決済銀行の国際統一基準上に規定される自己資本比率(注3)		新規		18% 56%		19% 74%	
評価結果								

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。  
-: 外部環境の変化等により評価不能。

( ) 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(注1) 行政コスト計算書の業務費用: 本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001年3月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表しています。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されています。なお、指標1については、△がないものは本行の当期純利益、○は当期純損失を表します。

(注2) 2002年度においては、2002年12月の政府決定「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上しました。

(注3) 2006年度よりバーゼルⅡベースで算出しています。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保

- ・ 2006年度の損益については、国際金融等勘定:695億円、海外経済協力勘定:2,043億円の利益が確保されました(指標1)。2005年度との比較では、国際金融等勘定は102億円、海外経済協力勘定は255億円の減益となっています。両勘定共通の減益要因として、2005年度には一部ソブリン債務者に関して、国際的合意(パリクラブ合意)に基づき、支払いが延滞していた利息の返済がありました。2006年度はその要因がなくなったため、利息収益が減少しました。これに加え、海外経済協力勘定においては、貸倒引当金戻入の計上額減少(2005年度:438億円 2006年度:223億円)も要因として挙げられます。

## 財務的安定性の維持

- ・ 2006年度のBIS自己資本比率は、国際金融等勘定:19%、海外経済協力勘定:74%と引続き高水準を維持しており、財務的安定性を確保しています。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。

## 財務課題 2

## 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度) 計画
						計画	実績	
政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理	(指標1) <b>モニタリング指標</b> 金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ベースポイントバリュー))	13億円 85億円	11億円 83億円	10億円 83億円	6億円 76億円		8億円 78億円	
財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理	(指標2) <b>モニタリング指標</b> 民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金	1,272億円 1,810億円	1,339億円 1,296億円	1,712億円 1,825億円	1,480億円 1,252億円		1,301億円 1,029億円	
	(指標3) <b>モニタリング指標</b> 貸付金償却額(部分直接償却額を含む)	392億円 8,164億円	1億円	0.1億円				
	(指標4) <b>モニタリング指標</b> 金融再生法開示債権比率	5.96% 1.34%	6.48% 7.85%	6.29% 7.83%	3.77% 2.56%		3.03% 2.38%	
	(指標5) <b>モニタリング指標</b> 金融再生法開示債権の保全率	68.1% 53.4%	60.6% 13.4%	70.1% 18.3%	71.0% 33.2%		73.71% 26.30%	
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理

- 金利感応度(指標1)については、2006年度中の貸付・回収の結果、国際金融等勘定においては増加、海外経済協力勘定においては横ばいとなりました。
- 指標の対象ではありませんが、2006年4月よりALM(注)に関する委員会を立上げ、市場動向等に伴うリスクを常時モニタリングしています。

(注)ALM: Asset Liability Management の略。市場動向等に応じ、リスク軽減と収益確保を図る資産・負債の総合管理。

## 財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

- 貸倒引当金(指標2)については、与信先である開発途上国のマクロ経済の安定等による信用リスクの低下により、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに減少しました。2006年度の貸付金償却額(指標3)はありませんでした。
- 開示債権の比率(指標4)については、2005年度に比べて減少しました。

- ・ (指標 5)の開示債権の保全率は、開示債権に対する保証・担保・貸倒引当金の割合を示します。国際金融等勘定については、開示債権比率が減少し、保全率は増加しました。海外経済協力勘定についても、開示債権比率は減少しましたが、開発途上国のマクロ経済の安定等により貸倒引当金の所要額が減少したため、保全率は減少しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後も、金利リスク、信用リスク等のリスク管理態勢の着実かつ適切な整備を進めていくことが重要です。